令和８年１１月２４日

県土整備企画課
直　通：092-643-3645
内　線：４４４６
担　当：増田、福田

指　名　停　止　措　置　状　況　書

指名停止措置の概要

１　指名停止措置建設業者：　住所　　東京都港区芝４－６－１２
　　商号又は名称　みらい建設工業株式会社

２　指名停止の期間：令和８年１１月２４日～令和８年１２月２３日(１ヵ月)

３　事実概要：
　名古屋港管理組合発注工事の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するための必要な措置を講じなかった。このことが港則法に違反するとして、令和８年７月１７日付けで、同社及び同社社員が港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。

４　指名停止の理由：
　上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱第３条別表その２第１２号に該当する。
　したがって、本件については、指名停止（１ヵ月）とするものである。

【指名停止等措置要綱　別表その２第１２号該当】

措　置　要　件	期　　間
（不正又は不誠実な行為） １２　別表その１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １ヵ月以上９ヵ月以内